

〇〇〇〇（団体名）会則（例）

（名称及び活動の場）

第1条 本会は、〇〇〇〇と称する。

（活動の場）

第2条 本会の主な活動の場は、△△△とする。

（目的）

第3条 本会は、食の提供等を通して子どもたちの居場所づくりを行うことで、子どもを見守る環境整備を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもへの食の提供等を通じた居場所づくり
- (2) その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、参加する者とする。

（役員）

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。代表1名、副代表1名、会計1名、会計監査1名。

- 2 役員は会員の中から互選するものとする。
- 3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 会計は、会の会計を担当する。
- (4) 会計監査は、会の会計を監査する。

（運営会議）

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。
- (2) 運営会議は代表が招集し、その議長となる。
- (3) 運営会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事業に関する実施規定)

第9条 第4条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

(会計)

第10条 本会の経費は、補助金その他の収入金をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、運営会議にて決算報告する。

(会則の変更)

第11条 本会則を改正しようとするときは、運営会議において、会員の過半数の同意を得なければならない。

(細則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

付 則 この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

新しく作成した場合は、実際に作成した日を記載してください。